

職工ニ対シテハ包金三十円宛ニ支給
 右ノ金額合計七百八十円トナルモ八百円ヲ支給
 右及申(通)報候也

勞務第一三〇九号

昭和五年四月二十八日

警視總監 丸山 鶴吉

事務大臣 安達 謙藏 殿
 社會局長官 吉田 茂 殿
 大阪 神奈川 府縣 知事 殿

オーストリア・エレクトリック・コンパニー 従業員労働
 争議ニ関スル件 (發生——解決)

(1) 三信ビルエレクトリック 取付作業完成ニ至リ四月十五日九名ヲ解雇シタルニ手前
 三十日ヲ要ス

(2) 二十一日日間罷業ス

(3) 事業主側ハ六百七十九日余ヲ支給スルニ決シ廿五日支給ヲ了シ解決ス

四二一—四二